

令和3年3月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 令和3年2月22日(月)
- 2 場 所 市役所南別館3階委員会室
- 3 開始時間 13時30分
- 4 終了時間 16時00分

5 出席者

児玉教育長、赤松委員、中原委員、濱田委員、岡村委員

その他の出席者

栗山教育部長、大田教育総務課長、深江学校教育課長、加藤生涯学習課長、桑畑文化財課長、大内山学校給食課長、武田美術館長、山下都城島津邸館長

6 会議録署名委員

中原委員、濱田委員

7 開 会

◎教育長

それでは、全員お揃いでございますので、ただいまから令和3年3月定例教育委員会を開催いたします。よろしくお願ひいたします。本日の委員会の終了時間は、議案それから報告が多いため、午後4時を予定しております。皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、市民憲章朗読をよろしくお願ひいたします。

8 会議録署名委員の指名

◎教育長

会議録署名委員の指名でございます。本日の会議録の署名委員は、都城市教育委員会会議に関する規則第15条の規定により、中原委員、濱田委員にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

9 教育長報告

◎教育長

それでは、引き続き教育長報告をさせていただきます。

その前に、ここで議事の一部を非公開することについて発議をいたします。

教育長報告事項の中の生徒指導状況報告の虐待案件につきましては、児童生徒の個人情報保護の観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることをご提案いたします。

なお、会議を非公開にするのは、教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決した場合ということでございます。

では、非公開にしてよろしいでしょうか

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、生徒指導状況報告の虐待案件につきましては、議事を非公開するというところでございます。

では改めまして、教育長報告を行いたいと思います。

まずはお詫びでございます。

先般の報道等でもありましたけれども、都城の中学校で給食に針金が混入したということで、異物混入の件がありました。記者発表の前に、事前に委員の皆様方にはご案内したところでございますが、都城学校給食センター、一番大きい給食センターでございますが、そこで調理したすまし汁、中学校の6校に、1,832人分を配送しておりました。その中の一つに針金が混入していたということでございます。この事実を、しっかりと受け止めながら、今後、安心・安全な給食の提供に努めていく所存でございます。色々ご心配かけました。申し訳ございませんでした。

続きまして、報告のレジュメをご覧ください。

まず、報道等からでございますけれども、読書感想文全国コンクールで入選したということで、南小学校の本郷優斗さんが出ておりました。これは県内で数名しか入選にはならないというような状況でございます。

続きまして、祝吉中学校ですが、全国中学校ハンドボール、本県の代表になるという記事が出ておりました。これにつきましては、コロナ禍のために、全中の予選会が開かれなかったということで、昨年の中体連の結果から、この代表を決められたということでございまして、改めて、優勝したときの写真等が今載っておりますけれども、そのような状況で初優勝して、今度は全国の中学ハンド大会に出場するというところでございます。

続きまして、高城小学校ですが、九州のアンサンブルコンクールに出ましたけれども、九州でも金賞を取っていただきました。非常に優秀な成績だと思います。

それから、上長飯小学校で平田壮一朗さんでございますけれども、はがき随筆年間賞、これは大人も含めてなのでございますけれども、全ての方々が土俵に乗っているもので、その中の一番高いぐらいの賞ですね、「ちゃんと考えて」という、題で書いたものが選ばれております。幅広い世代の中から選ばれて、そして毎日新聞が掲載しているわけですが、MRTラジオが放送をしております。

続きまして、志和池中学校の新納愛梨さんですが、動物作文コンクールで救われた命 県教育長賞をお取りになったということでございます。

それから、都城泉ヶ丘高校の定時制3年生の久保雄晴さん、小牟田凜花さんが都城北RC、これはロータリークラブですが、優秀青年賞の受賞をしたということで、これを贈呈したのが中原会長でございます。記事が出ております。

本当にこの2人は働きながらですね、しっかりと勉強を両立し、定時制は、普通に通えば4年間かかるのですが、この2人は3年間で卒業ができることになりました。非常に素晴らしいことだと思っております。

都城西高校、原口杏奈さんでございますが、国スposローガン「紡ぐ感動 神話となれ」と選ばれて、これのポスターが刷り上がりました。そこに掲載してありますけれども、日本のひなた宮崎国スポ・障スポのちょっと上の方に、薄めですけど、彼女が作ったローガンが掲げてあります。これが2027年でございますけれども、そのような形で選ばれております。

続きまして、さくら聴覚支援学校の押領寺真奈さんでございますけれども、デフサッカーといって、音が聞こえない方々のサッカーなのですが、日本代表入りを果たしたいということで、今現に宮崎で合宿が開かれております。写真を持ってまいりましたけれども、中央にいらっしゃるのが真奈さんでございます、非常に素晴らしいことでございます。なでしこというふうに、やはり呼ばれるようでございまして、こういうような子どもさんたちが次から次へと都城では生まれているところでございます。

それから、都城工業高校の記事が出ておりましたけれども、土木施工検定で好成績というのがありまして、どのぐらい好成績かと言いますと、2級土木管理の検定だったそうですが、三年生は100%、全て取ったそうです。これは一般も含めてでございますけれども、だいたい年間で67%しか合格率がない。大変素晴らしい成績ですね。

それから、ドミノでございますけれども、共同募金で会長表彰ということで、この会長表彰は、全国では57団体が選ばれるのですけれども、本県ではドミノのみが選ばれております。

それから、文化財課でございますけれども、手前味噌で申し訳ございませんが、遺跡でございます。尾平野遺跡でございますけれども、江戸後期の製鉄炉跡という形が分かりました。これは元々そうではないかと言われていたのですが、なかなか発掘ができずに、今回発掘となりましたけれども、旧薩摩藩とほぼ同じ製法が使っているということで、いかに連携が取れていたかということでございます。今後の関係を表すもの、その当時の関係を表すものとして、今後非常に貴重なものであると思います。

それから、美術館では、「都城ゆかり画家感じて」という記事が出ておりました。これは今開催しております「つなぐ美術と教育～あれから～」というそういう題目で行っておりますが、都城教育の日の制定5周年を記念して開催しているものでございます。私も見てまいりましたけれども、師弟のずっと流れがありまして、それをひと部屋ひと部屋丁寧に起こしている、そういうような展示でございました。

続いて、裏面でございます。

先般行われました教育総合会議の中でも申し上げましたけれども、中央教育審議会が答申を1月26日に出しました。令和の日本型学校教育の構築を目指してという形で、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現ということで、また新たなキーワードとして、個別最適な学び、協働的な学びというのが出たようでございます。今後これを基にして、文部科学省は施策を作っていくわけなのですが、大まかに解説をさせていただきますと、「急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力」ということがあります。これは二つのものに対応しようという形です。社会のあり方が劇的に変わるSociety5.0時代の到来。もう一つは、新型コロナウイルス感染拡大など、先行き不透明な予測困難な時代、この二つに対応すべく、「新学習指導要領の着実な実施」と「ICTの活用」、この2枚の看板を使いながら、一人ひとりの児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要であると結論づけております。

この「日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて」でございますけれども、まずは、これまでの日本型学校教育の成果として、大きく2点掲げてありました。成果の一点目は、学校が学習指導のみならず、生徒指導面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して、教師が指導を行うことで、子どもたちの知徳体を一体で育む日本型学校教育は、諸外国から高い評価を受けていますということでございました。

私もびっくりしたのが、オーストラリアに行かせていただいて、オーストラリアの授業が終わるのがだいたい3時ぐらいです。ところが、もう授業がなくなった先生はそれ以前に帰っちゃう。子どもたちはまだ学校の中でワットとしながらも、先生たちは続々帰っていくというのがオーストラリアなのです。私たちはびっくりして、まだ子どもいますよねっていう話だったのですが、要するに、生徒指導面については、もうさほど私たちの役目ではないということで、やっていらっしゃるのではないかと見受けられました。

続きまして、成果の二つでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校臨時休業趣旨が取られたことによる再認識された学校の役割、これが3点挙げられておりました。1点目が、学習機会と学力の保障、2点目が、全人格的な発達成長の保障、3点目が、身体的・精神的な健康の保障、この3つの保障をしなければならない。もう学力の保障はもちろんなのですけれども、この人間として、全人格的な発達、成長を学校は担っているんだと。それから、精神的な安定や健康の保障もあるということでございます。ですから、学校というところは安全・安心につながるができる居場所である、セーフティーネットであるという考え方が新た

に今回のことを受けて、やはり分かってきたのではないかと、認識されてきたのではないかというふうに思っております。このことについては、よく市長とも話をしたのですが、市長自身もやっぱりこういう考え方で、学校の役割を改めて見つめ直すことができたとおっしゃっています。

課題でございます。課題は、子どもたちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力を持った教師、それを支える職員の力による成果を上げる一方で、変化する社会の中で、以下の課題が直面したということでございます。

1つ目が、本来であれば、家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられているということとなり、結果として、学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大しているということ。2つ目が、子供たちの多様化、特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、それから貧困の問題、いじめの重大事案や不登校児童生徒数の増加等が、顕著になってきております。

続きまして、生徒の学習意欲の低下、OECDなどのテストでは、常に上位を示している日本ではございますけれども、意欲はやっぱり下がってきております。ここは大きな問題ではないかということ。教師の長時間勤務による疲弊や、教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化ということでございますが、宮崎県の場合は、この教員採用倍率が今年1.8でございました。昨年が1.7だったので、少し持ち直してはいるのですが、まだまだこれでは、かつて30年ぐらいまでは10倍前後、小学校でも、6、7、8倍はありましたか。中学校・高校では10倍を超えていた記憶がありますので、それを考えると、相当厳しい状況ではないかと思っております。

続きまして、学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調化であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ、これについては、今回GIGAスクール構想によって何とか取り返そうとしているところでございます。

続きまして、少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保障に向けた取組の必要性。

最後に、新型コロナウイルス感染症の感染防止と学校教育活動の両立、今後起り得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制の整備、やはりコロナだけではなく、新たな感染症も想定しておくべきであろうということが謳ってあります。

そういう中で、この答申では、4つの切り札を持って、日本型学校教育を実現するというところでございます。一つ目が、教育基本方針計画の理念。これは国が定めているものでございますけれども、自立・協働・創造の継承ということでございます。続きまして、二つ目が、学校における働き方改革の推進。三つ目が、GIGAスクール構想の実現、四つ目が、新学習指導要領の着実な実施ということでございました。必要な改革をちゅうちょなく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、令和の日本型学校教育を実現したいという、そういうような答申になっていたところでございます。

では、ここまで何かご質問ご意見等ありましたらよろしく申し上げます。

では、続きまして、生徒指導状況の報告に移りたいと思います。

非行等問題行動につきましては、中学校が1件でございますけれども、この1件につきましては、家出、不純異性交遊でございます。残念なのですが、これは二つの学校にまたがっております。中学校2年生の男子の家に中学、別の学校の中学校1年生の女子が一晩泊ったというような事案でございました。この男子生徒の家は母子家庭で、夜はお母さんがいらっしゃらないという状況の中で、女の子のご両親が大変心配されて、捜索願を出して、そして、警察がこの家に踏み込んでおります。女の子の方のお父さんは、今でも激怒している状況でございまして、そういうような事案でございました。

続きまして、不登校についてでございます。不登校につきましては、若干下がっているようにも見えるわけなのですが、小学校61名、中学校152名ということでございまして、新規者が若干下がったように思いますが、1月でございますので、実は1月は休校措置をとりましたので、実質5日間しかないのです。

ですので、その間で新たにというのは、やはり当然少なくなってくるだろうというところでございます。

続いて、交通事故でございます。中学校で1件起こっております。自損事故でございまして、ヘルメットもちゃんと着用しております、自前のヘルメット着用しております、大したことはなかったということでございますが、かすり傷だったのですが、念のため救急車で藤元病院に搬送されております。もう元気に通っております。

続いて、いじめでございます。いじめにつきましては、1月は5日間しかなかった、ですから、報告が極端に少のうございます。1月の報告件数を見ると小学校2件、中学校2件という形で、さすがに5日間に認知できるのにも限界があるのかなと思っておりますが、これを10月までの解消率で見ますと、小学校が97.1%、中学校が75.3%という形になってきております。何とか最後までには、100%に近いところに持って行っていただきたいと思っております。

報告事案としては、中学校1件上がってきているのですけれども、あだ名やからかいによる訴えでございまして、お父さんと一緒に本人が学校に来て、色々とお話をされて、それに学校がきちんと対応したということで、中学校2年生の事例ですけれども、同じ中学校2年生の友達といいますか、1年生の頃からのつながりがあったそうなのですけれども、色々といじめられているという訴えがあったということでございます。現在ですけれども、2月になって、お父さんが非常にトーンダウンしてらっしゃって、納得感が少しずつ出てきたということでございました。

最後でございます。最後は、不審者声かけ事案は1月はありませんでした。

虐待案件でございます。

先ほど申しましたように、ここは非公開とさせていただきますので、一旦、録音を止めます。

〔非公開〕

○濱田委員

いじめに関する一番右側の解消率で、中学校は37.1%になっていますが、これは61割る132なので、もうちょっと大きくなるかと思えます。

◎教育長

本当ですね。数字が間違っていますね。

○濱田委員

ちょっと気がついてしまって。

◎教育長

チェックをしていただき、ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

10 議 事

【議案第45号、議案第46号】

◎教育長

それでは、議事に入ります。本日の付議事件は、報告10件、議案12件でございます。

それでは、議案第45号及び46号を学校給食課長からご説明いただきます。よろしくお願いたします。

●学校給食課長

よろしくお願いたします・

それではまず、議案に入ります前に、先週の学校給食への異物混入につきましてお詫び申し上げます。

結局、混入経路につきましては、特定できないままの記者会見となってしまいましたけれども、給食セン

ターといたしましては、細心の注意を払いまして、子どもたちに安全でおいしい給食を提供していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第45号 都城市学校給食条例の制定につきまして、ご説明させていただきます。

それでは、資料をめくっていただきまして、条例制定改廃方針説明書というところをご覧いただきたいと思っております。今回の条例につきましては、前回の教育委員会でご説明申し上げましたように、公会計化へ移行するための条例でございます。そちらに制定改廃を必要とする理由として書いてございますけれども、以前説明したものとかぶりますけれども、本市の学校給食費は各小中学校が保護者から徴収いたしまして、5つの学校給食センターに設置されている学校給食会へ納付しております。そして、その給食費で食材を調達して、学校給食センターで提供しておりますので、いわゆる私会計で運営しているということでございます。

そのような中、平成31年1月に中央教育審議会でもとめられました学校における働き方改革の具体的な方策の一つとして、学校給食費については、公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきと提言されたところでございます。そのような中、またガイドラインを出されまして、このようなことを踏まえまして、令和4年度から保護者等の徴収負担の軽減や利便性を向上するために、給食費を公会計化し、市が直接徴収することを目的として、この条例を制定するものでございます。

条例案の内容でございますけれども、1番目が趣旨でございます。これにつきましては、学校給食法第4条の規定に基づきまして、実施する学校給食に関して必要な事項を定めるものでございます。そして、給食費の徴収を市町が直接保護者からということでございます。そして三つ目が、給食費の額を規則で定める。4つ目が、給食費の納付は納期限までに納付する。5つ目が、給食費の減免でございます。これにつきましては、特別の理由がある場合には減免するというところでございます。

一番下のところでございますけれども、施行規則の制定ということで、この条例に関しましてのち後ほど説明いたします施行規則を制定したいと考えております。そして、パブリックコメントにつきましては、これまでと同じ給食費を学校ではなく市が徴収するということで、新たな義務にはならないということで、パブリックコメントは実施しないということで考えております。そして、庁議付議は4月の庁議を考えているところでございます。

それでは、めくっていただきまして、学校給食条例第1条からございますけれども、一点だけ修正がございます。第8条でございますけれども、申し訳ございませんけれども、訂正をお願いいたします。第8条 市町は納期限までに学校給食と書いておりますけれども、そこは給食費ということで訂正をお願いしたいと思います。納期限までに給食費を納付しない保護者があるときは、ということで、訂正をお願いしたいと思います。

それでは続きまして、議案第46号 都城市学校給食条例施行規則の制定についてでございます。

こちら、制定改廃方針の説明書で説明させていただきたいと思っておりますので、そちらをご覧いただきたいと思っております。

必要とする理由につきましては、先ほどと同じでございますので、規則案の内容につきまして、説明いたします。

まず一つ目が、趣旨でございますけれども、条例の施行に関して必要な事項を定めるということでございます。二つ目が、給食実施回数でございますけれども、市が実施する学校給食の回数が1年度に198回を基準とするということでございます。こちらにつきましては、過去6年間で給食を実施している中で、給食提供日数が一番多いのが198日ということで、そのときの一食単価が、小学校が222円、中学校が250円ということで、このラインが今の給食費で調達できる材料と調達できるギリギリのラインかなということで、この198日を基準としております。これ以上給食を提供してほしいという学校につきましては、今の給食費よりも多く払っていただければ提供できるということでございますので、一応基準として198日と

いうことで決めているところでございます。三つ目が、学校給食の申し込みでございますけれども、これは市内の小・中学校にいらっしゃる間、1回だけ出していただくような形になっております。給食申込書の中で、口座振替か、納付書払い、どちらかを選んでいただく形になっております。四つ目が給食費の額でございますけれども、こちらは小学校にあつては、月4,000円、中学校にあつては月4,500円、現在と同じでございます。8月分はゼロ円ということで、11ヶ月分の納付ということになっております。五つ目が、給食費の納付期限でございますけれども、4月から7月にあつては、翌月の末日、9月から翌年の3月にあつては、各月の末日まで、最後の3月分のところで最後の徴収の金額を調整いたしまして、そこで精算を行っていくということになっております。六つ目が、学校給食の停止でございますけれども、食物アレルギー、傷病、その他やむを得ない理由によりまして、連続5日以上食べない場合にだけ、給食停止の届出を提出するというようになっております。七つ目が、給食費の決定通知でございます。

そして、次のページを見ていただきまして、8番目が督促等ということで、給食費の督促につきましては、都城市債権管理条例の定めるところによるということでございます。そして、5となっておりますか。9になっていきますね。給食費の減免でございますけれども、先ほど申し上げました減免する場合は、就学援助が認定されている期間ということで、就学援助に認定されれば免除という形で行います。その他、災害によりまして、納付の機会を失ったときは、そういう減免申請書を出していただきまして、必要に応じて減免することと考えてございます。施行規則につきましては、条文は修正等がございませんので、そこにあるとおりでございます。

以上で、私の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、議案第45号及び第46号につきまして、何かご質問等、ご意見等あれば、よろしく申し上げます。

○赤松委員

小さなことを言いますが、45号の資料を読ませただいて、3条に特例小学校・中学校を除くというふうにお書きになってあるのですが、これは理由をお聞かせいただきたいという事が1点と、それから46号では、集める納入期限について、月末一定でなくて、いろいろ月によって違いがある理由は何なのかなって思ったところででした。素朴な疑問です。

それから、46号の様式、様式2というページがありますけど、これ様式の給食申込書は、子どもが3人いたら3枚書くことになりますよね。だから、保護者、提供を受ける児童・生徒名のところは、何枚か書けるような様式があったらどうなのかなって思ったのが1点。また、1人用紙1枚いるのが大変かなと思えました。その辺どうなのかなと。

それから、停止再開届は、1人単独でも構わないのかな、3人で停止になることはめったにないと思って、兄弟3人が同額というふうに思いましたので、ここのところちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

●学校給食課長

まず、白雲小学校、中学校につきましては、隣接する施設がございまして、そちらの方で給食も提供されるということでございますので、昼と夜と、そちらの施設で食べるということでございます。

そして、納付期限でございますけれども、4月、5月につきましては、4月が年度替わりということで、手続等が色々大変かなという部分がございますので、4月、5月分、4月分にあつては次の月ということで、1ヶ月ずらしまして、その後は末日ということしておりますけれども、これにつきましては、口座振替の年間の計画がございまして、他の市税とかそちらと同じ期日ということになっておりますので、そちらの方でご意見いただきたいと思えます。

そして、三つ目の給食申込書でございますけれども、これにつきましては、その児童・生徒が、例えば1年生で入学いたしますと、その時点から当課で保管いたしますので、一人一人ずっと保管していきまして、卒業した時点で廃棄という形で考えておりますので、お手数ですけれども、一人一人書いていただくように考えているところでございます。

○赤松委員

では、途中で転入してきたとか、そういう場合には、どうしても三枚必要になるということですね。

●学校給食課長

そうです。

◎教育長

ほかにはございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、議案第45号及び第46号を承認いたします。よろしくお願いいたします。

●学校給食課長

ありがとうございました。

【報告第107号、議案第47号、議案第48号】

◎教育長

それでは、報告第107号、議案第47号及び48号を文化財課長から説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

●文化財課長

文化財課の桑畑でございます。本日は報告1件と、議案2件がございます。

まず報告第107号 令和3年度春季体験学習会「いざ春の陣 武将なって城跡探検」開催要項の制定についてでございます。

これは、昨年は新型コロナウイルスの感染拡大の影響で開催できなかったのですが、平成27年度から毎年実施しているイベントです。要項に従ってご説明させていただきます。

開催の目的は、市名の由来である都城の城跡を健康的に楽しみながら見学することで、郷土愛の醸成を図ることを目的に開催するものです。開催日時ですが、令和3年5月1日土曜日の9時から15時45分まででございます。開催場所は、都城跡と記載しておりますが、都城歴史資料館周辺の城跡を利用した開催でございます。体験内容としましては、項目5番目をご覧ください。小学1年生から4年生までを対象とする「都城に眠る宝を探せ」と、小学4年生以上を対象とする「難攻不落の城を攻略しよう」という2つのコースに分けております。具体的なルートですけれども、2ページ目の地図をご覧ください。赤い線で記載をしております。

体験内容につきましては、最後のページですが、写真を4枚ほど掲載しておりますが、そういった形で礮投げとか、弓矢などの体験、それから、資料に関するクイズなどを行います。人気メニューの戦国武将、職員が扮するのですが、戦国武将との対決については、感染症対策を配慮して外しております。申し込みは先着順とし、午前中40名、午後40名の総数80名の子どもたちを対象として開催するものでございます。

それでは次に、議案第47号でございます。都城市都城歴史資料館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定についてでございます。

規則制定改廃方針説明書というのが資料にあると思いますが、そちらの改正前後の対照表をご覧ください。現状と合致させるために、職員の職名等の追加を行い、文言の表記の誤りを訂正するものです。

次に、最後ですが、議案第48号 都城市都城歴史資料館資料取扱要綱の一部を改正する規則の制定につ

いてでございます。

これは告示・訓令等制定改廃方針説明書と改正前後の対照表を掲載しております。付けております対照表の方をご覧ください。本市例規の形式に則り、文言の誤りを訂正し、重複等を整理するものでございます。

簡単ではございますが、以上、ご審議をよろしくお願いたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第107号、議案第47号及び48号につきまして、ご意見やご質問があればよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

○岡村委員

説明ありがとうございます。「いざ春の陣 武将になって城跡探検」ところでお伺いします。

中尾の城での水鉄砲で、これは、吹き矢体験をコロナ関係を考慮して水鉄砲に変えられたということでしょうか。

●文化財課長

そのとおりでございます。

○岡村委員

いろいろと本当に対策を講じていただきましてありがとうございます。またどうぞよろしくお願いたします。

◎教育長

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

それでは、報告第107号、議案第47号及び48号につきまして承認をいたします。よろしくお願いたします。

●文化財課長

ありがとうございました。

【報告第108号】

◎教育長

続きまして、報告第108号を美術館長からご説明いただきます。よろしくお願いたします。

●美術館長

美術館でございます。よろしくお願いたします。

それでは、報告第108号 令和3年度美術館年間スケジュールについてご説明いたします。

美術館は、令和3年11月で開館40周年を迎えます。そこで、令和3年度につきましては、特別展を2回、収蔵作品展を3回、市美術展野外作品展をそれぞれ1回開催する予定でございます。

それでは、別紙をご覧ください。

まず、令和3年3月16日から5月5日まで「40年目のバトン 人とエピソードから振り返る」と題しまして、収蔵作品展を開催いたします。美術館創立から現在までに関わった様々な人物や、エピソードとともに収蔵作品を紹介するもので、県内の他市に先駆けて市立美術館を計画いたしました元教育長の刀坂守信氏や初代館長の野口徳次氏の作品などを展示する予定でございます。

次に、5月18日から6月20日の会期で、「新しい物語の始まり2021」と題しまして、平成30年度から令和2年度までの過去3年間に新たに収蔵いたしました作品を中心に、同館のコレクションを展示いたします。この常設展に合わせて、6月からは地域の伝統行事である六月灯にちなんだ灯籠絵を描くワークショ

ップを行います。

続きまして、野外作品展示といたしまして、延期になりました国民文化祭分野別フェスティバル事業として、御池の龍伝説アートプロジェクト事業を行います。現在、材料となる木の枝を集めているところでございます。

続きまして、1回目の特別展「木梨憲武展 Timing—瞬間の光り」についてご説明いたします。

タレントとして活躍する一方で、作家としても、絵本や本の表紙 CD ジャケット等を手がけ、各地で個展を開催しておられます木梨憲武氏の絵画・オブジェ等約 150 点を紹介するものです。会期は7月10日から8月22日までで、UMK テレビ宮崎さんと実行委員会を組織して開催する予定でございます。作者の高い知名度から、これまでの美術愛好者だけではなく、子どもから大人まで幅広い世代へアピールとなり、より多くの人が美術館に親しむ機会となるのではないかと考えております。

続きまして、9月18日から10月3日まで、今年度中止になりました第67回市美展を開催いたします。

次に、2回目の特別展として、10月30日から12月5日までの会期で、タイトルはまだ仮ではございますが、「雪舟から都城」をMRT 宮崎放送さんと実行委員会を組織して開催する予定です。

この特別展は、開館40周年記念として開催するもので、写真にありますとおり、岡山県立美術館から重要文化財である雪舟の「山水図 倣玉潤」、板橋区立美術館から狩野常信の「四季花鳥図屏風」のほか、逸翁美術館から円山応挙の「月雁図」、東京国立博物館から黒田清輝や高橋由一の油絵などを借用し、これに地元の絵師や画家の作品を加えた約80点を展示する予定でございます。地方では鑑賞する機会の少ない優れた作品を身近に鑑賞する機会を市民に提供できるものと考えております。

続きまして、年が明けて1月5日から2月27日まで、「これまで・これから アートの転換点」と題しまして、収蔵作品展を開催いたします。10年前の常設展で展示した作品を軸に収蔵作品を紹介し、見る人の環境や経験、心の動きなどにより、映り変わる作品への思いを体験してもらいます。

最後に、3月15日から、タイトルはまだ未定ですが、収蔵作品展を予定しております。

なお、収蔵作品展や市美展、特別展の会期と会期の間の期間につきましては、展示替えや照明工事のため、また12月は館内清掃、作品燻蒸などに伴い臨時休館をさせていただきます。

以上が、令和3年度の美術館の年間スケジュールでございます。よろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

では、報告第108号でございますけれども、ご質問やご意見等ありましたらよろしくお願いいたします。

○濱田委員

いいプログラムだと思います。特別展の木梨憲武展、木梨憲武さんは来られるのですか。

●美術館長

木梨さんは最後の作品展示のチェックに来られますので、開会の前日か前々日ぐらいに作品をチェックされて、場合によっては開会までいっちゃるときもあるということです。

○濱田委員

そうですか。分かりました。

◎教育長

ありがとうございました。

美術館としては非常にたくさんのイベントを抱える来年度になると思います。どうかよろしくお願いいたします。国民文化祭もしかり、特別展2回もしかりですけど、本当によろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

それでは報告第108号を承認いたします。そのとおり進めてください。

●美術館長

ありがとうございました。

【報告第109号、報告第110号、議案第49号】

◎教育長

それでは報告109号、110号及び議案第49号を都城島津邸館長からご説明いただきます。よろしくお願
いします。

●都城島津邸館長

よろしくお願います。都城島津邸の山下です。

それでは報告第109号、第110号及び議案第49号についてご説明いたします。

まず、報告第109号 都城島津邸五月人形展開催要綱の制定についてをご説明いたします。

これは平成24年度より毎年開催しているものでございます。開催の狙いは、都城市内外の方々から寄贈、
寄託いただいた五月人形を都城島津家本宅にて展示し、日本の伝統行事に親しんでいただくためのもので
ございます。開催日時は令和3年4月15日木曜日から5月9日日曜日の開館日、時間は島津邸の開館時間
である午前9時から午後5時までといたします。なお、最終日は片付けの関係から午後3時までとしており
ます。展示内容は、寄贈、寄託いただいた約40点の五月人形を空間コーディネーターのオオゾノ ミヨコさ
んの演出で提示し、観覧者に端午の節句をお楽しみいただきます。一昨年の展示の状況を添付資料に写真で
紹介しておりますので、ご参照ください。

続きまして、料金なのですけれども、本宅の観覧料としまして、小学生以上110円となります。過去の来
館者の実績を見ますと、昨年はコロナの影響で中断しましたが、平成30年度、令和元年度はともにイベン
ト期間内の本宅の1日平均入館者数が108人となっております。年平均が平成30年度91人、令和元年度
が59人と比較しましても、イベント実施の効果が分かるかと思えます。

続きまして、報告第110号 都城島津邸「島津で端午2021」開催要綱の制定についてをご説明いたしま
す。

資料をご覧ください。

このイベントは、名称は変化しておりますが、開館した平成22年度から継続して行っており、島津邸の
恒例行事となっております。まず、開催の狙いについてですが、ゴールデンウィーク期間中であるこどもの
日に子ども向けのイベントを開催することによって、都城島津邸にご家族でご来館いただき、端午の節句を
楽しんでいただくこと、また、イベントの開催を通して、都城島津邸の持つ魅力を広く市内外の方に伝える
ことを目的とするものでございます。

開催日時は、こどもの日、令和3年5月5日水曜日、時間は午前10時から午後3時まで、会場は都城島
津邸の本宅と島津広場となります。イベントの内容でございますが、こちらに書いてありますように、ぼん
ちくんとみやぎき犬、立花家史料館ミュージアムキャラクター等によるステージイベント、それから、お茶
会や子ども鎧試着体験、昔遊びコーナー等のテーマイベントを開催する予定となっております。

また、フードコーナーを設けることとし、それについては公募することにしております。一昨年度に開催
したイベントの様子を、同じく添付資料に写真で掲載しておりますので、ご参照いただければと思えます。

ちょっと戻りまして、参加料についてですが、広場で開催するイベントについては無料となりますが、お
茶会については、本宅観覧料に加えまして、お茶券を購入していただくという形で、別途徴収する予定です。

過去の実績についてご報告しますと、昨年はコロナの影響で中止しましたが、令和元年度におけるイベン
ト当日の来館者数は本宅233人、伝承館161人、また、邸内へ来場された人の数は1,087人となっております、

こちら先ほどはご報告しました通常の1日平均入館者数と比べましても、イベント実施の効果が出てい
ると言えます。

ただし、109号、110号でご説明しておりますどちらのイベントについても、コロナの感染状況によっ
ては内容の変更や市の方針に合わせて中止する場合もございます。

最後に、議案第49号 都城島津伝承館審議会委員の委嘱についてでございます。

都城島津邸条例第18号は、別紙資料をご覧ください。資料に掲げており根拠法令がありますが、一番下
のところ根拠法令を掲げております。都城島津邸条例第18号の規定に基づきまして、毎年都城島津伝
承館審議会を開催し、都城島津家における資料の収集、保存活用について、委員の皆様にご指導並びに助言を
いただいております。

しかし、この委員の任期が令和3年3月31日に全員の任期が満了するため、改めて委嘱させていただく
ものでございます。委嘱を予定している委員は、別紙名簿のとおりでございます。7名の皆様全員の再任と
いう形になります。任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日まででございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

報告第109号、110号及び議案第49号につきまして、ご質問等、ご意見等ありましたらよろしくお願
いいたします。

それでは、報告第109号、第110号及び議案第49号を承認いたしますので、このように進めていただき
たいと思います。よろしく願いいたします。

●都城島津邸館長

どうもありがとうございました。

【報告第105号、報告第106号】

◎教育長

それでは、報告第105号及び第106号を生涯学習課長からご説明いただきます。よろしくお願
いいたします。

●生涯学習課長

生涯学習課の加藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告105号と106号について説明申し上げます。

まず、報告第105号 都城市教育委員会社会教育功績者等表彰選考結果について説明いたします。

これは、都城市教育委員会社会教育功績者等表彰要綱第1条の規定に基づき、社会教育の振興に寄与し、
業績が顕著である個人及び団体を表彰するもので、旧都城市の昭和46年度の表彰以降、今回で50回目と
なります。

今年度は個人7名と3団体の推薦があり、2月12日に開催しました選考会の結果、推薦のあった全てを
表彰することに決定しました。選考会は、同要綱第8条の規定に基づき、教育長を会長に、教育部長、各総
合支所地域振興課長、生涯学習課長の7名で構成しております。

それではまず、添付資料の2枚目の社会教育功績者をご覧ください。

こちらに社会教育功績者の氏名、功績の概況、推薦者を記載しております。推薦のありました7名全員に
つきまして、同要綱の第3条第1項に規定する功績者表彰者の表彰要件を全て満たしており、特に疑義もな
く選考されました。

続きまして、次のページの社会教育関係、優良団体をご覧ください。

こちらに社会教育関係、優良団体の団体名、功績の概況、推薦者を掲載しておりますが、推薦のありました3団体のうち、一番下の「高城の昔を語る会」につきまして、選考会で協議を行いました。協議の論点は、同要綱の第3条第2項に規定する社会教育関係優良団体表彰の表彰要件のうち、第3号の「その業績が全市的に認められる、又は認められるほど顕著であり、他の模範となるもの」を満たすのかどうかについてでした。

このことについて選考委員から、団体の功績について補足説明がありました。その内容は、「高城の昔を語る会が高城地区及び周辺地域の歴史について研究し、郷土の歴史や自然を大切に作る気風を作り、高城町文化の向上に寄与するという目的で平成5年に設立されており、現在50数名の会員がいます。機関誌「日和城」には、高城地区の歴史に関わる鹿児島の方々や、市文化財課長や島津邸館長の寄稿も度々あり、冊子の内容は歴史に関して言えば、高城のことだけではなく、南九州一帯の研究となっており、そこに高城がどのように絡んでいたかという内容で構成されており、これらの研究は、都城の歴史学習にも多大な影響を与えています」という内容でした。この補足説明を受け、選考会では「高城の昔を語る会」についても、表彰要件を全て満たしていると判断し、総意で選考されました。

表彰につきましては、例年3月に開催します社会教育振興大会で行っておりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、社会教育振興大会が中止になりましたので、受賞者への表彰及び記念品は、推薦団体を通じてお渡しいただく予定です。

続きまして、報告第106号 令和2年度第25回都城市小学生読書感想文コンクールの結果について説明いたします。

小学校読書感想文コンクールの募集については、6月の定例教育委員会報告第33号でご審議いただいたところですが、今年度も36校全ての小学校で取り組んでいただきました。応募の状況につきましては、お手元の資料の4枚目の学校賞選考資料をご覧ください。

この表の応募数は、読書感想文を書いた児童数で、審査数は学校で選考の上、コンクールに応募した数となっています。この表の中でNo.1の明道小、No.24の山之口小、No.26の富吉小、No.35の江平小の4校は、応募数、審査数、応募率がゼロとなっていますが、実際には、各学校ともに昨年度並みに、児童から応募がありました。学校で選考した審査数はゼロ件だったそうです。報告等の事務手続きに不備があったことから、このようにゼロ件となってしまいました。

その経緯について簡単にご説明いたしますと、各学校からは応募票という書式に、学年別の児童数や応募数、審査数を記入して、原稿用紙とともに提出してもらっているところですが、今回応募がゼロだった学校には、締め切り前に生涯学習課の担当から原稿用紙の提出がないことについて、各学校に電話連絡を行いました。その際に、各学校とも今年度は生涯学習課に提出する作品はないとの回答であったことから、応募票の提出は求めずにそのままの状態審査を進めてきたところですが。

今回、定例教育委員会前に4校に改めて確認したところ、実際には各学校で読書感想文コンクールには取り組んでいたことが確認されました。しかしながら、最終的には応募票の提出を求めていなかったため、応募数、審査数、応募率がゼロとなっているところですが。

今回の反省を踏まえまして、来年度以降は各学校に審査に回す作品がなくても必ず応募票を提出する旨を、要項に記載するとともに、締め切り前には、生涯学習課から各学校への念押しを行うなどの対策を行ってまいります。

次に、コンクールの審査方法及び審査結果につきまして、資料の2枚目及び3枚目をご覧ください。

作品は各学校で事前に選考いただいた上で、都城市・三股町合同研究会小学校国語部会及び退職校長会、学校教育課の審査を経て、別紙の3枚目にありますとおり、最優秀賞をはじめとする個人賞48作品を決定

いたしました。

また、学校賞は、添付資料の4枚目にありますとおり、応募率や入賞率などの加点により、最優秀校1校、優秀校2校及び優良校3校を選考いたしました。学校賞の選考経緯につきましては、学校賞参考資料の一番下に明記しておりますが、最優秀校の選定にあたっては、加点計が10点で、祝吉小、中霧島小、乙房小が並んだため、(1) 応募率加点と(4) 上位加点の合計で判断したところ、4点で中霧島小と乙房小が並んだことから、今年度の応募率の高い中霧島小を最優秀校に選定しました。

コンクールの結果は以上となりますが、コンクール入賞者表彰につきましては、昨年度は当初図書館で式典を執り行う予定にしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け中止し、各学校に持参いたしました。今年度につきましても、現在検討中ですので、決定いたしましたらお知らせいたします。

以上で、報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、報告第105号及び106号につきまして、質問及びご意見等ありましたらよろしく願いいたします。

○赤松委員

先ほどご説明いただきました応募のデータにゼロがあるところは大変気になっていましたので、今ご説明いただいて、よく分かりました。昨年並みの学校内では応募はあったと考えてよろしいですね。

●生涯学習課長

そのとおりです。

○赤松委員

はい、分かりました。大変私は素晴らしい取組だと毎年思っているのです。1年生のときから小学校6年生まで、チャレンジする方は6回しっかりチャレンジする。その6回読書をして、自分なりの考えをもって、作文の書き方を学校の先生方から指導を受けて、自分の意思で文にまとめるという、そういう作業を6回やるということは、その子の思考力なり、読書に対する興味・関心を深めたりとか、教育的にもものすごく意味があることだと思っていますので、ぜひ、毎年毎年参加者が応募者数も子供たち全員になるような、そんな取組を続けていただけたらありがたいかなと思います。

◎教育長

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第105号及び106号を承認いたします。ありがとうございました。

●生涯学習課長

ありがとうございました。

【報告第8号】

◎教育長

それでは、報告第103号、104号、議案第42号及び議案第43号を学校教育課長から説明いたします。よろしく願いします。

●学校教育課長

よろしく願いします。それでは、学校教育課報告及び議案事項につきまして、ご説明いたします。

報告第103号 令和2年度都城市教育委員会精励賞選考結果について。

資料1、令和2年度都城市教育委員会精励賞選考結果についてをご覧ください。

精励賞とは、児童及び生徒の模範となる行為を行った児童・生徒の自立、または芸術文化の分野において、特に、顕著な業績があった児童・生徒及び団体を表彰するものです。表彰は善行、文化の2部門において個人や団体に対して行います。都城泉ヶ丘高校附属中学校を含む市内小・中学校校長より候補者を推薦していただき、表彰選考会において、表彰者を選考しました。選考会では、学校より推薦があった51件中50件を表彰対象と決定いたしました。受賞者の詳細については資料2、受賞者一覧をご覧ください。

表彰対象外となった推薦意1件は、「文化部門個人」として推薦されていましたが、出展していた全日本学生児童発明くふう展の審査結果発表が精励賞の選考期間を過ぎていたため、表彰対象外とすることになりました。今回、全日本学生児童発明くふう展で受賞した場合は、令和3年度に改めて推薦をしていただく予定です。これにつきましては学校にも伝えてあります。

表彰の内訳は、「善行部門」個人20名、団体25団体、「文化部門」個人3名、団体2団体、合計、個人23人、団体27団体となっております。

続きまして、選考会での主な審議についてご説明いたします。

まず1件目、受賞者一覧では、9ページになりますが、資料1の善行部門団体No.20 西岳中学校です。資料1の西岳中学校をご覧ください。この推薦は、生徒の任意で加入する団体ではなく、全校生徒を表彰対象者として推薦されてきました。内規では、「団体の部として全校児童生徒は表彰対象とできない、ただし、児童生徒の意思で参加・不参加を決める活動団体において、結果的に構成員が全校児童生徒なった場合は、その活動団体名での推薦は可能」となっているため、事務局では表彰対象外と判断しておりました。しかし、選考委員より、「全校生徒ではなく、その中でも、特に頑張っている数名を推薦対象とすることができれば、表彰して良いのではないか」という提案があり、条件付きで承認されました。後日、事務局が学校と調整を行い、団体名を「都城市立西岳中学校生徒会3年生」とし、表彰対象者を8名に変更したため、表彰対象としました。

次に、受賞者一覧では10ページになりますが、善行部門団体No.25 笛水小中学校についてです。これも先ほどの西岳中学校の推薦と同じく、児童生徒の任意で加入する団体でなく、表彰対象者を全児童生徒として推薦されていたため、条件付きでの承認となりました。後日、事務局が学校と調整を行い、団体名を「みどりの少年団9年生」とし、表彰対象者を4名に変更したため、表彰対象としました。

なお、令和2年度都城市教育委員会精励賞表彰式は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止といたしました。賞状及び記念品は、表彰対象の児童生徒が所属する学校へ事務局より送付いたします。

続きまして、報告第104号 臨時代理した事務の報告と承認について、小規模特認校制度を使用した人数についてです。本年度、小規模特認校制度を利用した入学転入等の児童生徒については別紙のとおりでございます。

なお、本市の小規模特認校は、夏尾小学校、夏尾中学校、笛水小中学校となっております。

続きまして、議案第42号 令和3年度学校医等の委嘱についてです。学校医、学校歯科医の委嘱については、都城市北諸県郡医師会及び都城歯科医師会の推薦を受けて、2年ごとに委嘱いたします。現在の学校医等は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの委嘱期間となっておりますが、今回、学校医及び学校歯科医の一部変更がありました。今回の委嘱期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とし、対象学校名、後任の学校医及び学校歯科医の指名につきましては、別紙のとおりとなっております。

続きまして、議案第43号 校区外通学許可基準変更についてです。外国人の子どもが居住する通学区域内の学校において、日本語指導教員が配置されていない場合、地域の実情に応じ、受け入れ体制が整備されている学校への通学を許可することを可能とするため、別紙の校区外通学許可基準における生徒指導上の理由の一つに、「外国籍児童生徒等のため、日本語の理解が困難であり、かつ指定校において、外国籍の子

どもを受け入れる体制が整備されていない場合」とする事情の具体的な内容を追加するものでございます。

なお、前回の定例教育委員会において、都城市教育の情報化推進計画について、前出しの報告をさせていただきます。予定では、今回、教育委員の皆様にご正式な案をお示しする予定でしたが、計画自体が複数年にわたること、それからハード面の整備やデジタル化推進の内容も含まれておりますことから、財政課、市長部局等の関係各課との協議をもう少し深める必要があるということで、今回お示しすることができませんでした。今調整が済み次第、直近の定例教育委員会でお示ししたいと考えております。

最後です。報告や議案ではありませんがお知らせが1点ございます。

毎年実施しております年度末退職校長等辞令交付式につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年度もそうでしたが、本年度も中止の方向で考えているところです。正式には、3月上旬に文書にてお知らせいたします。

以上で、学校教育課の報告及び議案の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第103号、104号、議案第42号、43号につきまして、ご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

○濱田委員

ご説明ありがとうございました。議案第43号の校区外通学基準の変更についてのところですが、別紙のところ、外国籍の児童・生徒の転入学、区域外通学を許すということですが、外国籍の子どもを受け入れる体制というのは、それが完備しているかどうかという判断、それは何なのでしょう。

●学校教育課長

お答えします。まさにおっしゃるとおりで、本当にケースバイケースで、その子が、例えば1年後には元指定学校区に戻りますと約束していたとしても、子どもによっては、環境になじむのに時間がかかり、もう1年ぐらい時間を要しそうだと、例えば日本語指導の通訳のような先生がついていたとしても、そういう状態だとすれば、そのあたりは柔軟に考えるべきだろうという考えから、今回の内容を追加することとしました。

○濱田委員

外国籍の子の受け入れ体制としては、日本語教育ができる先生がおられるということが一つの主な条件なのではないでしょうか。

●学校教育課長

県で指定を受けまして、加配される場合もありますし、本市の事業の中で通訳として配置したりすることができますが、配置できる数には限りがあって、全ての学校に日本語指導に係る職員を配置することはできませんので、その状況を考慮してのことでございます。

○濱田委員

分かりました。ありがとうございます。

○中原委員

ご説明ありがとうございました。議案第42号ですが、学校歯科医の委嘱についてでありますけれども、理由等で歯科医師会の方からの変更の連絡がありましたというふうに理解しているのですけれども、これは逆に学校側として、歯科検診等で支障はないのか、同じお医者さんが並んでいるのですけれども、そこは問題ないのかどうかを確認しておきたいのですが。

●学校教育課長

歯科医師会等の方から委員がおっしゃるようなご意見は伺ってはおりません。ただ今回、大きかったのは

耳鼻科の問題です。本市に耳鼻科の先生が新たに見えられたことで、無理のない委嘱ができるようになりました。それが非常に大きかった要因でございます。

○中原委員

ここは、分かりました。耳鼻科ですね。検診はもうないということ。

●学校教育課長

検診でございます。耳鼻科の先生の数が少ないため、委嘱にやや無理があった。そこに新しい先生が来られて、非常にバランスよく委嘱できるようになったというところでございます。

◎教育長

全体の耳鼻科の先生方の一覧表はここに載ってないので、ずらっと変わってしまったと思われかもしれませんが、全体的に言うと、やの耳鼻科とかも他にもいっぱい行ってらっしゃるわけです。手一杯でどうしようもないですという話はずっとされていたのですけども、その中で中島先生がおいでになって、中島先生これだけの部分は引き受ける逆に、というような形でちょっとバランスがうまくいくようになったというような状況です。

●学校教育課長

祝吉耳鼻科クリニックの先生が見えられたというのが大変大きなことございました。

○中原委員

よく分かりました。

◎教育長

もっとも割的に少ない都城は耳鼻科の先生方が、いつも苦しい思いをさせていただいているのですが、何とか、平成生まれの先生なので、ありがたいと思っております。都城市医師会にもよろしく言っておいてください。

ほかにもございませんか。

それでは、報告第103号、104号、議案第42号、第43号を承認いたします。どうぞよろしく願いいたします。

●学校教育課長

ありがとうございました。

◎教育長

ここで暫時休憩したいと思います。よろしく願いいたします。

【報告第101号、報告第102号、議案第37号、議案第40号、議案第41号】

◎教育長

休憩前に引き続き議事を進めていきます。

報告第101号、102号、議案第37号、第40号及び第41号を教育総務課長から説明をいただきます。よろしく願いいたします。

●教育総務課長

教育総務課です。

まず、報告第101号 専決処分した事務、都城市教育委員会名義後援、共催についてご説明します。

次のページをお開きください。名義後援につきましては、令和3年1月14日から令和3年2月9日まで承認したもので、2件を承認しております。いずれの事業も、都城市教育委員会の名義後援の承認に関する要綱にあります対象事業、対象団体に該当するため、承認をしております。

なお、No.41 につきましては、合唱が行われますが、感染新型コロナウイルス感染症の状況に応じて出演者のフェイスシールドの着用や、飛沫が飛ぶ距離の客席前3列は開ける等の対策を取っていく予定とのことです。

共催につきましては、同期間での申請はございませんでした。

以上で報告第101号の説明を終わります。

続きまして、報告第102号 都城市教育振興基本計画の見直し計画の策定方針案について、ご説明いたします。

次のページをお開きください。

現在の都城市教育振興基本計画は、平成29年度から令和8年度までの10年間の計画になっておりますが、教育等を取り巻く状況の変化や国の次期教育振興基本計画の内容などを踏まえ、5年ごとの見直しを基本に、必要に応じて見直しを行うこととしております。

今回、本計画の上位の大系に位置する都城市教育大綱第二期が令和3年4月から施行されるのに伴いまして、大綱の基本的な方針を参酌し、本計画を令和3年度中に見直しを行い、令和4年度から施行する予定であります。見直し計画の策定方針といたしましては、ページをおめくりいただきまして、カラーの図をご覧ください。

本計画の骨子は、大きく本市における教育の現状と課題と、本市が取り組む教育施策に分けられます。本市における教育の現状と課題を洗い出し、その解決策として、本市が取り組む教育施策を推進する構成になっております。右側の本市が取り組む教育施策は、6つの基本目標の下に、施策、方向性、主な取組という構成になっております。

今回は、中間見直しとなりますので、平成29年の計画当初に掲げました6つの基本目標、施策につきましては、基本的には変更せず、国の教育振興計画及び都城市教育大綱を参酌しながら、前回策定時から変更のあった背景が青色の部分の本市における教育の現状と課題、方向性及び主な取組について、見直しを図る予定です。

今後のスケジュールといたしましては、前のページにお戻りいただきまして、策定方針案をご覧ください。各課の見直し作業を経まして、7月の定例教育委員会で教育委員の皆様にご審議いただく予定です。その後、パブリックコメントを経て、再度、定例教育委員会にお諮りし、令和4年4月施行の予定です。

以上で、報告第102号の説明を終わります。

続きまして、議案第37号 公益財団法人都城育英会奨学生選考審査会委員の推薦について、ご説明いたします。

事前にお配りしました資料では、推薦委員の氏名欄等が空白でございますが、この委員会の協議の中で推薦者を決定させていただきたいと考えております。現在、各委員が就任されている各種審議会委員につきましては、次ページをご覧ください。

赤松委員が5件、中原委員、濱田委員、岡村委員がそれぞれの4件となっております。公益財団法人都城育英会は、都城市及び三股町出身の優秀な学生・生徒で、経済的理由により就学困難な者に対して学資を貸与し、修学の便宜を図り、もって有能な人材の育成に寄与するとともに、青少年の健全育成を図ることを目的に設置されているものでございます。選考審査会の定数は10名とされており、任期は1年以内となっておりますが、今回、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間の期間で、委員長の推薦依頼がございました。現在の教育委員の皆様が就任状況を鑑み、事務局案としまして、継続いたしまして、赤松國吉教育委員を推薦させていただきたいと考えております。

以上で、議案第37号の説明を終わります。

続きまして、議案第40号 都城市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

大変申し訳ございませんが、資料の一部に修正がございましたので、本日、一部改正規則については、差し替えをお配りしております。

まず、1ページおめくりいただきまして、規則制定改廃方針説明書をご覧ください。制定改廃を必要とする理由の欄をご覧ください。

本市の教職員住宅のうち、夏尾小・中教職員住宅及び御池小教職員住宅は、それぞれ4世帯が一つの浄化槽を共用する鉄筋コンクリート2階建ての住宅です。現在、浄化槽管理費は、入居世帯数で按分し支払っていただいておりますが、入居世帯数によって個人の負担額が変動している状況です。このことから、入居世帯数に関わらず応分の負担とするため、貸付料に浄化槽管理費相当額1,000円を追加するものです。また、平成28年度から入居がない状況が続いております夏尾中教職員住宅は建物の傷みも著しく、耐震も未対応の建物ですので、教職員住宅としての用途を廃止するものです。

規則の改正部分につきましては、本日お配りしました差し替えの文書をご覧ください。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

続きまして、議案第41号 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価に関する報告書(令和元年度事業体制)についてご説明いたします。

報告書の1ページをご覧ください。

教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年点検評価を行うこととなっており、その結果に関する報告書を作成し、公表することとなっております。

目次をご覧ください。

報告書は、「実施要領」、「教育委員会の活動状況」、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」、「自己点検評価に対するまとめ、外部評価委員からの提言」の4項目で構成されており、53ページに渡っています。

7ページから15ページは、教育委員会会議で審議した内容を項目別に並べて記載しています。16、17ページは、教育委員の皆様からいただいた会議運営等に対する自己点検評価となります。18ページから22ページは、1年間に出席等いただいた活動実績です。23、24ページは、その活動に対する教育委員皆様の自己点検評価です。25ページから49ページは、「教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務」で、そのうち25ページから41ページは、令和元年度当初予算に計上された特色のある主な事業を各課で自己点検評価をもらったものです。42ページから48ページは、都城市教育振興基本計画の施策推進のための管理指標の達成度を内部評価してもらったものです。49ページにつきましては、第二次都城市総合計画の総合戦略の重点業績評価指標について、実績値を計上してもらったものです。これらの事業内容につきまして、外部評価委員のお二人による担当課ヒアリングを実施して、それぞれにご意見をいただきました。

50ページから52ページは、外部評価委員からの意見・提言をまとめております。

その中で、宮内委員から、「審議内容として精選できるものについては精選をして、重要審議事項に時間をかけるような工夫の検討をお願いします」と提言されました。

これに関しましては、真に委員会に報告する必要があるものの精選を行いたいと考えております。例を挙げますと、次ページにA3の表を付けてありますが、表の一覧の中の黄色い箇所、例えば一番上ですと、専決処分した事務について、令和元年度都城市教育委員会名義後援・共催となっておりますが、黄色の箇所は当日の説明を行わず、その他の報告として書面にて確認いただく方法に変更したいと考えております。従来同様に、事前に資料を郵送してご覧いただき、もしご不明な点がございましたら、当日にご説明させていただきたいと考えております。

次に、久保田委員から、「定例会を特別展や企画展に合わせて出向いて開催し、現場の意見なども把握る

ことも会議の充実につながるのでは」との提言をされております。

こちらにつきましては、年に数回、出張定例教育委員会を開催したいと考えております。美術館や都城島津邸などの特別展や企画展などの事業に合わせて開催することにより、会議室内の審議だけでは分からない現場の取組などを肌で体感してもらえることができると考え、また、当日の写真等をホームページに掲載することにより、広く教育委員の活動をアピールすることができると考えております。

次のページは、本日までのスケジュールと今後の予定です。外部評価は10月19日に第1回外部評価委員会として各課の自己点検に基づく外部評価委員によるヒアリングを実施しました。12月21日には、2回目の外部評価委員会を実施し、評価委員からの提言等をいただき、本日に至っております。

本委員会でご承認をいただきました後に、ホームページで公表を行う予定です。

以上で、議案第41号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それではまず、事務局案が提示されている議案第37号につきまして、先に審議を行いたいと思います。

それでは、事務局案としまして、公益財団法人都城育英会奨学生選考審査会の委員の推薦でございますけれども、赤松委員にお願いをしたいという事務局案でございました。よろしかったでしょうか。

○赤松委員

構わないのですが、私、今度の議会で、令和3年度からの立場がはっきりしないことにはお引き受けできない部分があるので、それで、OKになればよろしいですとしか申し上げません。

◎教育長

分かりました。そのことは事務局の方もよく分かっていただけたと思います。確定した後に再度、名前を入れていただけるということで、ご提案をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、それ以外につきまして、何かご質問、ご意見等ありましたらよろしく願いいたします。

○岡村委員

説明ありがとうございます。

議案第40号について質問させてください。教職員住宅の浄化槽の管理費のことなのですが、私もあちこちの教職員住宅にお世話になりまして、浄化槽は全て個人負担ということでやってまいりましたが、今回は1,000円ということで市がお受けいただくということになっているわけなのですが、1,000円で十分ではないと思います。4世帯入りますけれども、浄化槽代金を4世帯割っても、私のときは3世帯で払ったときには、1,000円超したと思うのです。ですから、不足分についてはどのような対応をされるのかということとほかにも教職員住宅もありますので、そちらは利用者負担という形でやっておられますので、そうした場合少し不公平感が出てくるのかなと思っています。一戸建ての教職員住宅の場合は、周りの草刈りとか、樹木の剪定とかそういうことにも個人負担で支払ってきますので、そのあたりについて少し教えてください。よろしく願いいたします。

●教育総務課長

お答えいたします。

今回ご提案させていただいておりますのは夏尾小中教職員住宅と御池小教職員住宅の二つの住宅ですが、4世帯で一つの浄化槽を使っております。こちらで確認しましたところ、年間の浄化槽の管理費等がそれぞれ4万円強と3万5,000円程度ということで、これが4世帯ですので、1世帯当たり1万円程度になります。今回、1,000円貸付料を増額させていただくのが、ひと月分の貸付料ということになりますので、年間を通します約1万2,000円です。これまではそれぞれ、入居されている方で調整をしていただいて、按分し

いただいていたのですけども、あわせまして、その点検を委託するのもそれぞれで行っていただきましたけれども、今回貸付料に1,000円ご負担を、月額1,000円ご負担いただいて、今後市でそういったところの事務を行うということで、入居者の皆様にとっては、そういった事務手続の負担が減るということで、おおむね1,000円ぐらいということでさせていただいたところです。例えば、夏尾小中教職員住宅が4万円強の浄化槽点検代ですけれども、現在、入居の方がお一世帯ということになっておりますので、お一世帯ですと、今まででしたらその全額をご負担いただかないといけなかったところです。ただ、4世帯いらっしゃる場合には、1万円程度ということになりますので、入居世帯に応じてご負担が違うのは公平でないことから、集合住宅については、一定のご負担をいただくことで、4世帯全て入居された場合の1世帯分のご負担を貸付料に追加して徴収をさせていただきたいということでご提案したところです。

○岡村委員

分かりました。不足分につきましては市に負担していただくということで。

●教育総務課長

そうです、負担していくということです。

○岡村委員

分かりました。ありがとうございます。

◎教育長

ありがとうございました。

ちなみに、今入居されてる方は教職員ではない方ですね。

●教育総務課長

はい、教職員ではない方です。職員住宅の規則の中で、特例としまして、その地域の学校に通学している児童生徒がいる世帯も入居ができるということになっております。

◎教育長

一般の方が今入居されているということですね。

●教育総務課長

はい、一般の方が入居されております。

◎教育長

よろしかったでしょうか。

○岡村委員

ありがとうございます。

◎教育長

他にはございませんでしょうか。

○濱田委員

先ほどの外部評価委員の先生方の意見、提言を受けて、出張定例委員会を行うということをおっしゃいましたが、それによって他の方々も皆そちらに行くということですか。今まで説明を各部署の人たちがされておられましたけれども、効率という意味で、本当にいいのかなと思うのですが、いかがなものでしょうか。市として、市役所として、市教育委員会としまして。

○赤松委員

私も同じような事を考えました。外部評価委員の方のご意見は分かるのだけれども、いわゆる事務局としての対応のしやすさとか、業務は教育委員会だけの対応をしてらっしゃるわけじゃありませんよね。平常の仕事をしていながら、その時間だけここにおいてになって対応しておられるという、そういうことを考えますと、外部の方のご意見は分かるのだけれど、それを受けて全て対応する必要はないのではないかと思います。

その辺、教育委員会事務局としての対応がお困りにならないかなと思ったところです。

●教育総務課長

ご意見ありがとうございます。

例えば、子どもも多少そういったところを危惧したところだったのですが、美術館でしたら、距離的にもそんなに遠くございませんので、例えば、美術館での開催で一度させていただいて、そこでちょっと不都合がないか等も検証させていただきながら、その後他の会場に広げていくか。島津邸も歩いて5分、10分程度の距離ですので、そういうふうに考えておりますけれどもいかがでしょうか

◎教育長

こういう提言が出てきましたので、何もアクションを起こさないというのもあれだと思ひまして、できる範疇でまずやってみて、問題点をやはりきちんと洗い出すという形での話になってくると、私自身もそういう解釈だったのですが、それでよかったですか。

○赤松委員

特別展とか企画展とか、いろんなものが行われる場合もあるけど、お声掛けいただいてオープニングセレモニー等に参加させていただいております。そんなことを考えると、教育委員会事務局のいわゆる仕事が円滑に運ぶ形が一番いいと私は思っています。その辺をちょっと気にしたところでした。

●教育総務課長

ありがとうございます。

◎教育長

ありがとうございます。

ご意見をいただきましたので、そこもよく考えて、これで進んでいけたと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにご覧いただけますでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第101号、102号、議案第37号、40号及び41号を承認いたしますので、どうかよろしくお願ひいたします。

●教育総務課長

ありがとうございます。

【議案第38号、議案第39号】

◎教育長

それでは、議案第38号及び39号を教育部長からご説明いただきます。よろしくお願ひいたします。

●教育部長

私からまず、議案第38号 3月の補正予算につきまして、ご説明させていただきたいと思ひます。

まず、A4横書きでカラー刷りになっております歳入の一覧をご覧いただきたいと思ひます。

ご覧のとおり、ほとんどの費目が決算見込みに伴います減額補正ということになっておりますけれども、増額補正となっている費目のうち、主なものについてご説明を申し上げたいと思ひます。

まず、教育総務課の電柱敷地等使用料29万7,000円、これにつきましては、御池小学校の教職員住宅敷地に建設業者が随時で設置をいたします工事現場事務所、工事資材置き場の使用料収入があったために所要の増額を行ったものでございます。また、小学校、中学校ともに合併特例債が増額となっておりますけれども、平成18年度の市町村合併以来、15年間活用してきました合併特例債が、本年度末で発行期限を迎えるということでありまして、発行上限額まで有効に活用するために、小学校施設整備単独事業、それから中

学校施設整備単独事業、これに充当するものでございます。

次に、学校教育課の奨学資金貸付金元金収入で89万9,000円を増額しておりますけれども、奨学資金の返済を繰り上げて行う方がいらっしゃいましたので、所要の増額を行ったというものでございます。また、都城育英会青少年健全育成事業助成金につきましては、都城育英会から交付決定通知額が来ておりまして、その額に合わせて80万円の増額を行ったものでございます。

それから、生涯学習課の指定寄附金を111万5,000円増額しておりますけれども、川関和俊様、外山木材株式会社代表取締役社長外山正志様から、都城市立図書館の図書購入のために、それから、北原自治公民館館長鍋倉幸一様から移動図書館の図書購入のために、それぞれご寄附をいただきましたので、所要の措置を講じたものでございます。

それから、学校給食課の合併特例事業債、これに950万円の増額をいたしましたのは、先ほどの教育総務課のところでご説明をいたしました理由と同様でございます、学校給食センター施設整備事業に充当するものでございます。

それから、都城島津邸の指定寄附金を50万円増額しましたのは、堀越毅様から島津家資料修復のためにご寄附をいただきましたので、所要の措置を講じるものでございます。

次に、A4の横書きのカラー刷りの歳出の方をご覧いただきたいと思います。

ご覧のとおり、これもほとんどの費目が決算見込みに伴います減額補正となっておりますけれども、本年度は特に、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けまして、一部あるいは場合によっては全部を中止した事業が多くございました。教育総務課の都城教育の日の推進事業でありますとか、あるいは、学校教育課の中学生海外交流事業でありますとか、あるいは、生涯学習課の生涯学習機会づくり推進事業、高齢者教育事業などがこれに該当するところでございます。

増額補正となっている事業につきまして、少しご説明をさせていただきたいと思います。

学校教育課の中学校教師用教科書購入事業に3,584万4,000円増額しておりますけれども、これにつきましては、本年度改訂作業を行いました中学校教師用教科書、これを年度内の3月に教職員に配布をし、4月からの授業に向けて事前準備を行っていただく、そのために購入するのに不足する金額を増額補正するものでございます。それからもう一つが、生涯学習課の図書充実費を111万5,000円増額しておりますけれども、先ほど歳入のところでご説明申し上げました指定寄附金を図書の購入に充てるというものでございます。

以上、歳入で3,910万9,000円、歳出で3億2,868万9,000円を、それぞれ減額補正を出すものでございます。

以上が、議案第38号の説明でございます。

引き続いて、議案第39号 令和3年度の当初予算についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、令和3年度の当初予算の状況と書かれました資料を1枚めくっていただいて、1ページ目の右側の円グラフをご覧いただきたいと思います。都城市の令和3年度当初予算における一般会計の歳出予算総額が869億6,000万円となっております。前年度と比較しますと3億5,000万円の増額となったところでございます。そのうち、教育委員会関係の教育費予算は左側になりますけれども、6.3%増えておりまして、左側の円グラフのとおり、額にいたしまして54億6,200万円、前年度よりも7億2,800万円の減となったところであります。

次のページを開いてください。これが過去4年間の予算額につきまして、目的ごとに区別をした増減額を示したものでございます。令和3年度の教育費につきましては、先ほどお伝えしました通り、令和2年度予算と比較をしますと、7億2,808万3,000円の減額となっております、その大きな要因といたしましては、主に建設事業の減少であります。具体的には、五十市小学校の建設事業でありますとか、庄内地区公民

館建設事業の工事完了、こういったものによりまして、建設事業費が大幅に減少したところでございます。

次のページをご覧ください。ここでは、性質ごとに区分をしました増減表を示しております。この表は教育費のうち、市長部局で措置をされている経費を除いた教育委員会の予算になっております。先ほど説明をしましたとおり、建設事業の減少が、表の下から3段目になりますけれども、建設事業費の部分で見てとれると思います。

また、昨年度整備しました小・中学校の空調設備に係る電気代につきましては、本年度が見込みでの予算を計上しておりましたが、新年度の予算につきましては、本年度の実績でありますとか、あるいは契約の見直しを行いまして予算を計上したところでございます。その結果、小・中学校の電気料が下がっております。事業費が前年度と比較しまして、約3割減少となったところでございます。

なお、予算編成時に使用しますシステムが年度途中から変更となっております、これまでの予算額との比較が難しくなっております。来年度以降は同じシステムでの予算編成となるために、前年度の比較ができるようになるものと考えております。

次のページをお開きください。

ここからが、目的別経費に分けた主な事業の増減になります。

項目の二つ目、小学校費をご覧ください。前年度と比べ約5億1,000万円の減となっております。要因としましては、学校で使用する電気料の予算計上を見直したことによる光熱水費の減、それから、小学校 ICT 化推進事業費等の減が上げられます。

次に、中学校費につきまして、前年度と比べまして約6,130万円の減となっております。要因としましては、小学校費と同様に、学校で使用します電気料が下がったことによる光熱水費の減、それから、中学校 ICT 化推進事業費等の減が上げられるところでございます。

次のページの上段、社会教育費につきまして、前年度に比べ約4億4,000万円の減となっております。要因は、庄内地区公民館建設事業の完了による事業費減となっております。

次の同ページ中段、保健体育費につきましては、前年度と比べ約3億1,000万円の増額となっております。原因としましては、都城運動公園整備事業、それから、地区体育施設耐震改修整備事業、この二つの事業費の増が上げられるところでございます。

最後に、令和3年度に主な新規事業としましては、この表の左側に二重丸がつけてございます。教育総務費の小学校教員業務支援事業でありますとか、小学校費の統合型校務支援システム導入事業、それから、小学校運動場改修事業、乙房小学校建設事業、こういったものが新たに予算計上されております。

なお、トイレ洋式化推進事業に二重丸がつけてございますけれども、同事業につきましては、令和元年度に計上いたしました予算を、令和2年度に繰り越しておりますので、令和2年度の当初予算額ではゼロとなっておりますけれども、事業自体は令和3年度も継続して行っていくことになっております。

また、中学校費の非構造部材耐震化事業、これにつきましては、小・中学校あわせて事業を計画しております、年度によって小学校のみ予算を計上する場合もございます。そのために、令和2年度の同事業につきましては、中学校費に予算を計上していなかったためゼロと表記されておりますが、新規事業ではなく、これも継続して行っている事業というものでございます。

それから、小学校費に新たに予算を計上しておりました統合型校務支援システムの導入事業につきましては、中学校費にも新たに予算を計上しております。

次のページに移りますけれども、社会教育費の妻ヶ丘地区公民館建設事業、それから、特別展企画展事業、保健体育費の地区体育施設耐震改修整備事業、学校給食費公会計化事業等になります。

以上で、令和3年度当初予算の説明を終わります。少し早口でしたけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、議案第38号及び39号につきまして、何かご質問等やご意見があればよろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

○中原委員

ご説明ありがとうございました。1点だけちょっとご確認させていただきたいのですが、ご説明ありました小学校の図書館サポーターの件なのですが、こちらの資料といひますか、本年度と同数で来年度も29名になっていると思うのですが、こちらの資料といひますか、本年度と同数で来年度も29名になっていると思うのですが、例えば、プレゼン用の資料ですが、説明の資料のページでいひますと、三つの宝を一層輝かす(4)小学校の図書館サポーター配置事業、令和3年度は29名配置します。本年度と同数ということになっているのですが、今最後の方で数字を部長の方からご説明いただきましたものを見ますと、金額が増えているのですが、これは時給換算にして時給を上げるという見方でいひいいのか、ちょっと同数であればどうかと思ったものから、それちょっと確認をさせていただきたいと思ひました。資料でいひますと、最後に教育委員会主な事業一覧、最後に二重丸がついているのをご説明いただきました小学校費の中の、真ん中ぐらいに小学校図書館サポーター配置事業、令和2年度が3,000万45万円ですね、令和3年度の当初予算ではちょっと増額157万円ほど増額で上がっているのですが。

●教育部長

これは会計年度任用職員という方々が、この図書館サポーターに就いてこられるのです。この会計年度任用職員が今年度から始まったというか、そういうふうに分けられた職務のあり方なのですが、その方たちが2年目になったところで、わかりやすく言うと微増なのですが、上がっていくんですね。そういったものがトータルして、この金額になったと思ひます。

○中原委員

いわゆる職務手当的な見立てという形で、初年度から2年目になって、時給が上がるじゃないですけど、分かりました。ありがとうございます。

それともう1点はちょっと何か分かりづらいかもしれませんが、今度不透明なところで、色々な資料の中でICTに関する事なのですが、今回の予算の中でまだ発生はしていないと思うのですが、今後もこうした機器類ですね、タブレット、ノートパソコンの耐用年数から逆算して、そういう積み立てといひますか、買い替えといひますか、そうしたものの見立てというのが、どっか見られているのかどうか。

●教育部長

実はですね、ちょうど今、要はこれからの先を見越した計画を今、学校教育課の方でかけている途中でございます、そこあたりを、先ほど深江課長の方からも少しお話があったかと思うのですが、そのあたりを財政課部局と話を詰める中で、当然今おっしゃったようなことも、数字的にはどうか分かりませんが、どんな計画でパソコンを整備していく、あるいはパソコンに付属する大型カメラであるとか、あるいはそれを結ぶための色々な機器であるとか、そういったものをどんな形で更新をしていく、そういったものを今まさに作っている途中でありますので、もうしばらくお待ちいただいて、出来上がったときには説明させていただければと思ひております。

○中原委員

諸行無常でございますので、いつかはそのときがくる機材でありますので、やっぱりそういうものが見込めているのであれば、そうしたものを少しずつ蓄えておくのが賢明かなと思ひましたので、ちょっと質問させていただきました。

●教育部長

当然、都城ではなくて今回全国的に子どもたちに一人一台の端末を謳っておりますので、文部科学省も今

後をどうお考えになっているのかも全く見えてきませんし、そこらあたりもやっぱり追っかけていかないといけないと思いますので。

○中原委員

分かりました。ありがとうございました。

◎教育長

ありがとうございました。ほかにございませんか。

○濱田委員

1点だけ確認させてください。教育費の当初予算推移目的別の表がありますが、令和元年度82億9,739万6,000円になると思います。これが令和2年に61億円で、令和3年度が54億円に減っています。この減りは、先ほどちょっと話されましたけど、建設事業費が大きく減ったからということによろしいのでしょうか。

◎教育長

それについてちょっと私も事務局に前もって質問をさせていただいて、建設事業費を全て除いた額というのはいどのぐらいになるのというのを、実は算出してもらっているのです。これは平成28年から随時、その数字を出してもらっていますけれども、よろしいでしょうか。

平成28年31億1,000万、平成29年31億3,000万、ほぼほぼ変わらない。ところが平成30年から34億7,000万、これは令和元年にあたりますけれども、34億8,000万、令和2年、今年度ですけども、39億8,000万、そして、来年度予算がちょうど39億になります。ということは、ほぼ2年ごとにぐんぐんと上がってきている。ちょっと棒グラフにしてみたのですが、こんな感じです。

[グラフを示す]

ですので、実質、教育委員会のソフト部門については、結構2年ごとに増えていってもらっているんですね。事業を拡大していますので、当然そうなるだろうと予想はできたのですけれども、そういうような形で、決して目減りはしていないというような状況で、去年があまりにも大きすぎたので、全予算の9%うちがもっていたのです。建設費があったので、それで比較すると、上がったか下がったかというので、そこを全部さらしてみたら、やはりそのぐらいになるということになります。

●教育部長

元年度については、記憶にあるかと思うのですが、児童が熱中症で亡くなった。それに伴っていわゆるクーラー、小学校、中学校の全教室にクーラーをつけるといった文部科学省の予算立てもあって、本当に1年間は新しくばたばたと全ての教室についた、そういったところも大きかったと思います。

○濱田委員

クーラーは建設費には入らないんですね。

◎教育長

クーラーの建設に入っていないのですけれども、クーラー補助予算が国の補助金があって、それにプラスアルファをうちから手出ししないといけなかったわけです。そういう形で入ってきている。手出しの部分だけです、建設費の中に入っています。

●教育部長

あわせて、トイレの洋式化も一緒に進めていきますので。

○濱田委員

すごいですね。

◎教育長

そうですね。ですから、非常にありがたい話だなと思っております。

○濱田委員

増えた部分は主にどこへ配分されたのですか。

◎教育長

人件費、例えばALTも年々増えていて、それからスクールサポーターも今年は小学校に、来年は小学校に入るようになっております。図書館サポーターも今度は中学校に2名新たに入ります。そういうところあたりがやはりソフト部門といいますか、そういうところが増えていっていますので、確実にそこは膨らんでる数字だと思います。

○濱田委員

分かりました。ありがとうございます。

◎教育長

他にはございませんでしょうか。

○中原委員

ちょっとどこか忘れたのですが、ALTの方の家賃補助というのがついておりましたけれども、他の方々にはつかずにALTにつくってというのは、何か根拠があるのでしょうか。外国人だからということなのか、教えていただきたいです。

◎教育長

それは私からでよろしいですか。

家賃補助がついているのは、4人だと思います。家賃補助というのは、国のジェットプログラムというところがやっているものでございまして、外国からALTになる人を連れてきて、そしてそこで住まわせて、最長でも5年で帰す、大体3年ぐらいで帰るのですけれども、そのプログラムの中に家賃補助が条件です。これをしなければ、もうジェットは手を引きますというような形になるので、それを条件として今家賃補助をしています。彼らにとっては、住居代は全くかからないのでいいので、丸々お給料が自分ものになるという。

○中原委員

かなり時給いいですね。

◎教育長

いいですね。というような形になって、これは国のシステムの中に乗っかっているということです。

○中原委員

分かりました。国の指示ということで分かりました。

ついでにお聞きして、ALTの前職といいますか、おそらくジェットで呼ぶALTは、元々は何をされていた方なのですか。

◎教育長

これは、人選はジェットプログラムの中でするらしいのですが、基本的に本人が手を挙げて、自分はそういうふうに語学教師としてやっていきたい、語学助手ですね、助手としてやっていきたいということの希望が第一義なのだそうです。ですから、何かの免許を持っているとか、そういうような人たちではなく、母国語がネイティブで英語を使えるという形で、日本の国が審査しているみたいです。

○中原委員

審査に通れば、キャリアは問わないということなのですね。

◎教育長

ですから、ジェット自身はジェットプログラムで来る人たちは、どこに配置されるのかは全くの自由はない。もう国が完全に握って配置をしますので、そういうような形になっていて。

○中原委員

好条件にしないでほしいですね。

◎教育長

よかったですでしょうか。

それでは、議案第38号及び32号をご承認いたします。ありがとうございました。

11 その他

◎教育長

では、その他、各課からの連絡事項は、今日はありますか。

ないですね。

◎教育長

では、あと日程表のほうをご覧ください。お願いいたします。

それでは、令和3年3月定例教育委員会を全て終わります。

ありがとうございました。